

## 錦江町農業委員会10月総会議事録

○ 開催日時 平成30年10月25日(木) 午後1時30分から

○ 開催場所 錦江町役場 会議室

○ 出席委員(農業委員14人、農地利用最適化推進委員8人)

会長	1番	宿利原勝吉
代理	2番	鈴 一磨
委員	3番	鍋 康博
〃	4番	鳥越 秀一
〃	5番	徳永 哲朗
〃	6番	坂元 博美
〃	7番	寺田 郁哉
〃	8番	安水 純一
〃	9番	元丸 敏朗
〃	10番	貫見 和洋
〃	11番	毛下 利美
〃	12番	内菌 雄治
〃	13番	宿利原 進
〃	15番	平原 榮

### 農地利用最適化推進委員

〃	内菌 政文
〃	山中 徹
〃	水流 佳文
〃	竹原 政洋
〃	西川 健児
〃	折小野 道男
〃	横原 利己
〃	弓指 義洋

○欠席委員(農業委員1人、農地利用最適化推進委員1人)

委員	14番	本釜 好子
推進委員		安水 峯晴

○事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子 書記 川越 正治

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第22号 農地法第3条許可申請について

議案第23号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利  
用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について

議案第24号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利  
用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第25号 非農地証明願いについて

議案第26号 農地法3条第2項第5号の下限面積見直しに係る錦江町農業委員会の  
意思決定について

議 長	<p>只今より平成30年10月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。</p> <p>本日は本釜委員、安水推進委員が欠席ですが、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。</p> <p>それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に4番 鳥越委員と5番 徳永委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>次に、会務報告についてを議題とします。</p> <p>事務局から報告と説明をお願いいたします。</p>
事務局	「会務報告と説明」
議 長	只今の会務報告について、質問等はありませんか。
全委員	(発言なし)
議 長	<p>無いようですので、以上で会務報告を終わります。</p> <p>それでは附議事項に入ります。</p>
議 長	<p>議案第22号 農地法第3条許可申請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第22号について説明いたします。</p> <p>受付番号7号の譲渡人は、S・Yさん、S自治会在住の方です。</p> <p>申請地は城元字小石田351番、地目は田、地積は865㎡となっています。</p> <p>譲受人はT・Tさん、M町在住の方です。</p> <p>この申請は売買による所有権移転となっています。</p> <p>T・Tの経営状況は、世帯員4名、労働力2名、自作地15,205㎡で、水稲、露地野菜を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械等の所有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、耕転機各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は資料では14番 本釜委員となっていますが、本日は本釜委員が欠席ですので、代わりに4番鳥越 委員に調査報告をお願いします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	ただいま事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を4番 鳥越委員お願いします。

<p>4 番 鳥越委員</p>	<p>はい。報告いたします。</p> <p>このS・YさんとT・Tさんは親戚関係でありまして、この場所はN・Oのちょっと上に当たります。</p> <p>この現地在T・Tさんのお父さんのTさんの土地が隣ということで、このT・TさんはTさんの息子で、本人はKに勤めているんですけども、土日と朝早く、夕方遅くという仕事をされて、年間の従事日数が150日を超えているということで、何ら問題は無いかと思っておりますので、よろしくお願ひします。因みに売買価格は〇万円ということでした。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第22号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第22号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第22号については、原案のとおり決定しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、議案第23号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは議案第23号について説明いたします。</p> <p>受付番号4号の譲渡人は、M・Nさん、M自治会在住の方です。</p> <p>申請地は神川字出水塚6550番12、地目は畑、地積は909㎡となっています。</p> <p>譲受人はI・Kさん、K自治会在住の方です。</p> <p>この申請は売買による所有権移転となっています。</p> <p>I・Kさんの経営状況は、世帯員3名、労働力3名、自作地10,546㎡で、肉用牛を主体とした経営をされています。</p>

	<p>農業機械等の所有状況は、トラクター2台、トラック、軽トラック、ロールベイラー各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は1番 宿利原委員です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>それでは私の方で、調査報告をいたします。</p>
1 番 宿利原委員	<p>この物件は先月のあっせんに出たもので、あっせん成立でございます。売買価格は10a 当り〇万円で、〇万円であります。I・Kさんは生産牛と干し大根を作っております。一生懸命頑張っており、何ら問題は無いかと思えます。</p>
議 長	<p>ただいま調査報告をしましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第23号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第23号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第23号については、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第24号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請についてを議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>会議資料のとおり、今回は140筆の利用集積計画について審議しなければなりませんので、事務局の説明と担当調査員の報告、質疑を3回に分けて行い、事務局説明と調査員の報告は継続の案件を省略し、新規のみの案件だけとして、その都度議決したいと思います。ご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>

議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは議案第24号のうち、受付番号126号から165号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第20号のうち、受付番号126号から165号までについてを説明します。</p> <p>先ず、受付番号126号から128号までは、継続の案件ですのでお目通しください。</p> <p>次の受付番号129号、130号の貸し人はR・Kさん、H自治会在住の方です。</p> <p>申請地は129号が神川字井手ノ河3019番1、地目は田、地積は1,166㎡、130号が神川字原田3225番地、地目は田、地積1,350㎡で、2筆の合計は2,516㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成30年12月15日から平成40年12月14日までで、小作料金は全部で37,000円となっています。</p> <p>次の受付番号131号の貸し人はM・Kさん、O府在住の方です。</p> <p>申請地は神川字井手口2787番、地目は田、地積は657㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成30年12月15日から平成35年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。</p> <p>受付番号129号から131号までの借り人は、株式会社Kさん、Kに拠点を置く法人です。</p> <p>株式会社Kさんの経営状況は、構成員2名、雇用が2人、小作地42,272㎡で、肉用牛を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラクター7台、トラック3台、ショベル2台、デスクモア、ロールモア各2台、テッダー、2tダンプ、軽トラック各1台となっています。</p> <p>受付番号129号から131号までの担当調査員は、5番 徳永委員です。</p> <p>次の受付番号132号から150号までは継続の案件ですのでお目通しください。</p> <p>次の151号の貸し人はK・Kさん、O自治会在住の方です。</p> <p>申請地は馬場字古川166番1、地目は田、地積は1,157㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成30年11月1日から平成33年12月14日までで、小作料金は23,000円となっています。</p> <p>次の152号の貸し人はK・Sさん、O自治会在住の方です。</p> <p>申請地は馬場字古川167番1、地目は田、地積は881㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成30年11月1日から平成33年12月14日までで、小作料金は18,000円となっています。</p>

	<p>受付番号151号、152号の借り人は、N・Yさん、K自治会在住の方です。  N・Yさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、雇用が2名、小作地2,975㎡で、ピーマンを主体とした経営をされています。  農業機械の所有状況は、トラクター、動噴各1台となっています。  受付番号151号、152号の担当調査員は、7番 寺田委員です。  次の受付番号153号から164号までは継続の案件ですのお目通してください。</p> <p>次の受付番号165号の貸し人はK・Kさん、U自治会在住の方です。  申請地は田代麓字5166番452、地目は畑、地積は9,022㎡のうち1,900㎡となっています。  貸付期間は平成30年11月1日から平成33年10月31日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。  借り人は、N・Rさん、U自治会在住の方です。  N・Rさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地1,496㎡で、水稻を主体とした経営をされています。  農業従事日数は160日で、農業機械の所有状況は、トラクター、田植機、管理機各1台となっています。  この件は事務局で報告します。  以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いします。  先ず、受付番号129号から131号までについて、5番 徳永委員お願いいたします。</p>
<p>5 番 徳永委員</p>	<p>はい。報告します。  129、130、131のこの件は、現在、K畜産の個人名といたしますか、5年前から契約している内容です。今回、K畜産として法人化されましたので、新しい今回の切り替え時期に法人として契約をする。新しく契約をし直すという意味で、新規になっております。実態は継続内容です。K畜産の方は認定農業者でもありますし、今までも問題なく完了しております。何ら問題ないと考えます。よろしくお願いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。  次に、受付番号151号、152号について、7番 寺田委員お願いいたします。</p>

<p>7 番 寺田委員</p>	<p>説明します。</p> <p>151号と152号は1枚田んぼである訳ですけれども、名義人が違うということで、2つの利用権になっておる訳ですが、この場所は海岸に近いところで、パイプラインが通っていないということで、反当2万円ということで計算しまして、152号の方が8畝、8畝といたしますけれども、881で殆ど9畝に近いということで1万8千円でしました。</p> <p>借り人のN・Y君は認定新規就農者でありまして、農業次世代人材投資資金を受けている男であります。目標金額に達したということで、3年目は資金を打ち切られたというような優秀な男でございますので、何ら問題は無いと思います。</p> <p>終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号165号について、事務局でお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>借り人のN・Rさんは、GのNさんでございます。現在までは田んぼが1筆あって加勢をもらいながら水稻を作っていましたという状態でしたけれども、今後は自動車工場の方を縮小して、農業に従事をしたいというような意向でございまして、畑を借りたいという話でございました。この久木野の場所は、久木野の茶団地があるんですが、その谷を挟んで反対側というところで、面積は9,022㎡のうち1,900㎡ということなんですけれども、この9,000㎡の半分ぐらいは山林となっていて、畑が2枚あるうちの1枚を借りたいということです。今日もちよっと話をしたんですけれども、ショウガの生産をして行きたいという話でございました。農業の実績はあまり無いんですけれども、これから農業を頑張ってゆきたいという話でございましたのでよろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各担当調査員から調査報告がありました。質疑はありますか。</p>
<p>委 員</p>	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第24号のうち受付番号126号から165号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第24号のうち受付番号126号から165号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>

委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがって、議案第24号のうち受付番号126号から165号までについては、原案のとおり決定しました。
議長	ここでY推進委員の退席を求めます。 「Y推進委員退席」
議長	次に議案第24号のうち、受付番号166号から168号までについてを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	<p>それでは議案第24号のうち、受付番号166号から168号までについて説明をいたします。</p> <p>まず、受付番号166号、167号の貸し人はH・Kさん、H自治会在住の方です。申請地は、166号が田代川原字平石前114番、地目は田、地積は594㎡、167号が田代川原字平石前118番2、地目は田、地積は456㎡で、2筆の合計は1,050㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成30年10月26日から平成35年12月14日までで、小作料金は166号が1,680円、167号が1,350円と米30kgで1袋となっています。</p> <p>次の受付番号168号の貸し人はT・Tさん、H自治会在住の方です。</p> <p>申請地は田代川原字平石前118番1、地目は田、地積は335㎡となっています。貸付期間は平成30年10月26日から平成35年12月14日までで、小作料金は1,000円となっています。</p> <p>受付番号166号から168号までの借り人は、Y・Yさん、T自治会在住の方です。Y・Yさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地1,719㎡、小作地19,055㎡で、水稻、レンコンを主体とした経営をされています。農業従事日数は280日で、農業機械の所有状況は、トラクター、コンバイン、田植機各1台、乾燥機2台となっています。受付番号166号から168号までの担当調査員は、10番 貫見委員です。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を10番 貫見委員お願いします。

10番 貫見委員	<p>受付番号166号から168号の借り人のY・Yさんは、皆さんもご存じのとおり推進委員でございます。Yさんは錦江町の定める要件はクリアしていると思われるので、何ら問題は無いかと思えます。</p> <p>よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま担当調査員から説明がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第24号のうち、受付番号166号から168号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第24号のうち、受付番号166号から168号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第24号のうち、受付番号166号から168号までについては、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>ここでY推進委員の入室を求めます。</p> <p>「Y委員入室」</p>
議 長	<p>次に議案第24号のうち、受付番号169号から265号までについてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第24号のうち、受付番号169号から265号までについて説明をいたします。</p> <p>受付番号169号から265号については、農地中間管理事業による利用権の設定でございます。</p> <p>お手元に配分計画案を配布してございますのでお目通しをして頂きたいと思ひます。</p> <p>左側が利用権設定申請地、中ほどが再配分条件、右側が再配分予定者、そし</p>

	<p>て一番右側が協力金対象欄となっています。利用権の申請地の所に、地域集積対象地区名という欄がありますが、ここに才原地区という表記があります。才原地区が載っている分については、才原地区の地域集積が今回まとまったということで、今回出てきたものでございます。空欄になっている分については、地域集積以外となります。そして田代地区の所は、基盤法から中間管理事業への乗り換えが多いということでございます。協力金の該当欄で経営転換、耕作者集積、該当のある方はそれぞれ記載してございますのでお目通しください。説明については以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これから、議案第24号のうち、受付番号169号から265号までを採決します。 お諮りします。 議案第24号のうち、受付番号169号から265号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 したがって、議案第24号のうち、受付番号169号から265号までについては、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第25号 非農地証明願いについてを議題とします。 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第25号について説明します。 まず、受付番号3号の申請人はI・Aさん、B自治会在住の方です。 申請地は、田代麓字荒田原4586番22、地籍は3, 502㎡、地目は台帳は畑、現況は原野となっています。 次の受付番号4号の申請人はS・Mさん、B自治会在住の方です。 申請地は、田代麓字荒田原4579番8、地籍は3, 139㎡、地目は台帳は畑、現況は原野となっています。 21頁に位置図を添付してありますのでお目通し下さい。</p>

	<p>この件の担当調査委員は、6番 坂元委員です。 以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を6番 坂元委員お願いします。</p>
6 番 坂元委員	<p>報告します。 会務報告でもありましたとおり、10月19日に事務局3名と農地利用最適化推進委員の横原さんの5名で、当該農地の現地調査を行いました。</p> <p>先ず、受付番号3号についてですが、I・Aさんの息子さんが後継者として茶業を継承していましたが、10数年前に町の合併前だったと思いますが、茶業経営を廃業されております。この農地は竹が生い茂っていて、来年度、地籍調査の結果で原野として登記されることになっているようですが、急ぐということで非農地証明願いが出されたものであります。</p> <p>また、受付番号4号につきましては、S・Mさんが、ご主人が亡くなった後も茶業経営を維持されていましたが、女性であることに加えて年齢も嵩んできた、体もきつくなったということで、10年ほど前に茶業経営を廃業されています。当該農地は、法面が高く、機械化も難しかったことから、早くに耕作放棄されたところで、Iさんの農地同様、竹が生い茂っていて、地籍調査の結果で原野として登記されることになっているようですが、ここも急ぐとのことで非農地証明願いが出されたものです。</p> <p>今回の2案件については、現状からみて農用地として再利用することは極めて困難であると思われることから、非農地とすることも致し方ないと思っています。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これから、議案第25号を採決します。 お諮りします。 議案第25号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>

委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがって、議案第25号については、原案のとおり決定しました。
議長	次に議案第26号 農地法第3条第2項第5号の下限見直しに係る錦江町農業委員会の意思決定についてを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	<p>それでは、議案第26号について説明をいたします。</p> <p>農地法第3条第2項第5号において、権利を取得しようとする者又はその世帯員がその取得後において、耕作の事業に供すべき農地の合計が、北海道では2ha、都府県では50aとされており、括弧書きで、農業委員会が、市町村の区域の全部又は一部の地域について、別段の面積を定めることができるとされています。</p> <p>錦江町では、今までこの面積を30aと定め、毎年、総会において意思決定をしているところです。本年度においても4月の定例総会で、今まで通り30aと定めたところですが、提案理由にも記載されていますように、錦江町では空き家対策として空家バンク登録を進めているところですが、この中で宅地・住宅と一緒に家庭菜園として使っているような農地も売りたいという希望があります。</p> <p>そこで、家庭菜園として利用するような農地については、宅地に隣接する農地に限り、その下限面積を0.1a以上とするものです。この空家バンクに伴って、こういう下限面積の改正をするのは、お隣の南大隅町さんは今年の4月に、県内でも5・6件の市町村でこのような定めをしているようでございます。錦江町についても、現在、空家バンク登録を進めているんですけども、その中でやっぱりそういう売りたいという方の方に希望もございまして、農業委員会としても、下限面積を空家バンクに登録されたものに限り、0.1a以上というふうに定めたいと思ひまして、ご提案するものでございます。よろしくご審議の程お願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただいま事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。
事務局	追加説明をさせていただきますと、23頁の方にパターン1、パターン2というような形で示してございます。宅地に隣接する農地に限りという形にさせていただきます。いろんなパターンがあろうかと思うんですけども、まあ住宅

	<p>があって、別の方の畑があって隣の畑ですよとか。家庭菜園で使っていたんですよとかというパターンもあるんですけども、じゃあその宅地からどんだけ離れていけば良いかというのが説明がつかない訳です。じゃあ10メートルならいいのか。じゃあ12メートルじゃだめなのかとか。いろんなパターンが出てくるものですから、宅地に接している部分だけについて0.1aにしたいということです。</p>
議長	<p>質疑はありませんか。</p>
2番 鈴委員	<p>道路を挟んだらどうなの。</p>
事務局	<p>道路を挟んだらだめということになります。</p>
2番 鈴委員	<p>家のすぐ前なのに。</p>
事務局	<p>そこをすると、どんだけ離れていけば良いかと。100メートル以内ならいいのかとか。もういろんなパターンがあって、早く定めたところにも色々聞いたんですが、やはりきりがないと。色々なパターンがあって。</p>
3番 鍋委員	<p>取り決めがサラリーマンとか農家以外はだめとか、いろいろあったでしょう。そういうのに関連して、例えばここにパターンの1にあるように、応用的にそんなのができるんですか。宅地を500㎡にして残りを家庭菜園にするとかという形で、それ以上の面積が取得できるとか。</p>
事務局	<p>結局、転用とはまた別で、空き家バンクに登録されている物件を買いたいという時に、売り主さんの方が、隣に畑地目の家庭菜園として使っていた部分もあるんですけども、それも一緒に売りたいという希望があるときに、実際買う方が農業をする方であれば良いんですが、さっき言われた通りサラリーマンであったりという方で購入希望があった場合、普通で行けばこの地目の畑というのは、その方は30a以上の経営が無いので買えない訳です。するとその宅地は買えるんですけども、隣に付いている畑は買えませんよとなると、売り手の方の希望に添えないこととなります。</p>
15番 平原委員	<p>150坪以内だったら良いの。</p>
事務局	<p>結局、宅地に付いてる農地が、一般の方が宅地を買う可能性がある訳ですよ。サラリーマンとか。そしたら面積が200㎡とか500㎡とかという農地が付</p>

	<p>いている場合を買えない訳ですよ。農業をしていないので。だからその面積は制限はないんですけども、30a以上の耕作があればわざわざこれを適用する必要はないんですけども、要するに30a以下の農地が隣接している場合に必要となってきます。</p> <p>これで問題となるのは、宅地に付いている農地が2反あったという場合に、この2,000㎡を家庭菜園として認めるのかどうかというのは、他の先進地を聞くと農業委員会の総会の審議によるというふうになっているようです。だからそこは農地でしょう。家庭菜園じゃないでしょう。2反の家庭菜園というのは無いんじゃないかと思いますが、そこは個別で審議をするというふうになっているみたいなんですけれども、何坪かというような小さい畑が付いていたりとか、その決め方が難しいところではあります。</p>
2番 鈴委員	3反を超えてれば。
事務局	3反を超えていれば、その方が農業をするということであれば、別に問題は無いんですけども。買う方も2反ぐらいの農地が付いているんですけどもいうことがあれば、逆に買わないかなと思いますけれども、2・3畝ぐらいの畑で、ちょっとした家庭菜園をしたいというのはあると思いますけれども。
1番 宿利原委員	鍋さんがさっき言われた、1反の畑を半分の500㎡宅地にして、残りの500㎡は農家じゃなければ買えないんですが、空き家バンクであればそれができるんですか。
事務局	<p>それは転用の場合であって、空き家バンクは元々住宅が建っている訳ですから宅地として。その隣に何畝かの家庭菜園の畑が付いているという場合ですから。</p> <p>だからその時にその畑と一緒に買えるようにということで、0.1a以上というのを定めたいということです。結局、空き家バンクに登録しないとダメですよ。ですから一般の登録しなくて、普通に買いたいですよという場合はダメということです。ちゃんと空き家であって、空き家バンクに登録されている農地ということになります。空き家バンクに登録するときに、隣にある畑と一緒に売りたいという希望を出して、それを両方登録をされた農地のみを対象とするものです。</p>
議長	他に質疑はありませんか。
委員	(委員の中から「なし」の声)

議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第26号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第26号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第26号については、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>以上で、平成30年10月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。</p>

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

4 番

5 番

議事録調整者 窪 和人